

- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和7年法律第35号)(第15次一括法)において、地方独立行政法人法の一部が改正され、公立大学法人の業務として産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第21条の規定による出資並びに人的及び技術的援助が追加され、公立大学法人において、認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業を実施する特定研究成果活用支援事業者に対し行われる出資が可能となった。
- ・一部の国立大学法人においては、認定特定研究成果活用支援事業者に対し出資が行われており、認定特定研究成果活用支援事業者から取得した有価証券について、評価損益等は損益計算書に計上せず、貸借対照表の資本剰余金に対する加算又は控除する取扱いがされている。
- ・そのことを踏まえ、公立大学法人においても同様の会計処理とするため、地方独立行政法人会計基準等について、所要の改正を行うもの。
- ・なお、改訂後的地方独立行政法人会計基準等の適用に当たっては、改正された地方独立行政法人法の規定に基づく業務が可能となる令和7事業年度からとする。

1. 公立大学法人における取扱い(P2~4) [← 今回の検討事項](#)

2. 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂(P5~P7) [← 今回の検討事項](#)

① 特定の有価証券に関する会計処理

② 「特定の有価証券に関する会計処理」を行うこととされた有価証券を発行する特定関連会社に係る連結財務諸表の作成

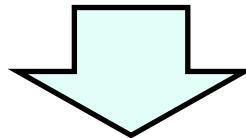
③ 「その他の関係会社有価証券」の評価基準及び評価方法

3. 特定の有価証券の指定の考え方(P8) [← 報告事項](#)

1. 公立大学法人における取扱い①

国立大学法人における取扱い

- ① 特定研究成果活用支援事業者に係る有価証券を国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)が取得するに当たっては、文部科学大臣及び経済産業大臣による特定研究成果活用支援事業計画の認定、文部科学大臣による出資の認可を経て行うものであり国立大学法人等の判断のみで実施できるものではない。
- ② 認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業を実施する認定特定研究成果活用支援事業者に対し行われる出資は、国立大学法人等の財務状況に与える影響が大きく、適切な会計処理を行うことを通じて、利害関係者や国民に対し、国立大学法人等の教育研究に係る財務情報を適切に開示する必要がある。
- ③ 会計処理としてはこの有価証券に係る投資事業有限責任組合損益に相当する額、評価損に相当する額、財務収益に相当する額及び売却損益に相当する額については、国立大学法人等の損益計算には含まれないものとする。
- ④ 具体的には、取得資産の内容等を勘案すれば、国立大学法人等の会計上の財産的基礎の増加又は減少を考えるべきことから、国立大学法人等の資本剰余金を直接増減することによって処理するものとする。この取扱いは、取得時までに別途特定された有価証券に限り行うものとする。



- 文部科学大臣は、特定研究成果活用支援事業者に出資することにより取得する有価証券について、当該有価証券に係る損益相当額が損益計算書に計上しないことが必要と認められる場合には、当該有価証券を指定する。
- 指定を受けた当該有価証券に係る損益相当額は、貸借対照表の資本剰余金に対する加算又は控除として計上する。
- 連結財務諸表について、指定を受けた当該有価証券を発行する者の損益計算書の収益及び費用においては、連結貸借対照表の資本剰余金に対する加算又は控除として計上する。

1. 公立大学法人における取扱い②

公立大学法人における取扱いの考え方(案)

- ① 特定研究成果活用支援事業者に係る有価証券を公立大学法人が取得するに当たっては、文部科学大臣及び経済産業大臣による特定研究成果活用支援事業計画の認定、設立団体の長による出資の認可を経て行うものであり公立大学法人の判断のみで実施できるものではない。
- ② 認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業を実施する認定特定研究成果活用支援事業者に対し行われる出資は、公立大学法人の財務状況に与える影響が大きく、適切な会計処理を行うことを通じて、利害関係者や住民に対し、公立大学法人の教育研究に係る財務情報を適切に開示する必要がある。
- ③ 会計処理としてはこの有価証券に係る投資事業有限責任組合損益に相当する額、評価損に相当する額、財務収益に相当する額及び売却損益に相当する額については、公立大学法人の損益計算には含まれないものとする。
- ④ 具体的には、取得資産の内容等を勘案すれば、公立大学法人の会計上の財産的基礎の増加又は減少と考えるべきことから、公立大学法人の資本剰余金を直接増減することによって処理するものとする。この取扱いは、取得時までに別途特定された有価証券に限り行うものとする。

※赤字は「国立大学法人における取扱い」(P2)と異なる箇所

1. 公立大学法人における取扱い③

公立大学法人における取扱い(案)

- 設立団体の長は、特定研究成果活用支援事業者に出資することにより取得する有価証券についてその評価損益、財務収益及び売却損益を損益計算書に計上しないことが必要と認められる場合には、当該有価証券(以下「特定の有価証券」という。)を指定することができる。
- 特定の有価証券の指定は、設立団体の規則による(※)。

(※) 対応する収益の獲得が予定されない償却資産及び資産除去債務については、外側から特定される必要があり、独立行政法人は省令により特定の要件や手続が規定されている。一方、地方独立行政法人は設立団体の規則により規定することが妥当とされているため、公立大学法人における指定は設立団体の規則によることとする。

(出典) 地方独立行政法人会計基準等研究会(第3回) (平成15年10月31日開催)
資料2 『「地方独立行政法人会計基準及び注解(素案)」の概要』 P28

<2-①・2-③関連>

- 特定の有価証券に係る損益相当額は、貸借対照表の資本剰余金に対する加算又は控除として計上することとする。

<2-②関連>

- 連結財務諸表について、特定の有価証券を発行する者の損益計算書の収益及び費用においては、連結貸借対照表の資本剰余金に対する加算又は控除として計上することとする。

2. 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂①

1. 項目① 特定の有価証券に関する会計処理

特定の有価証券の損益相当額は、損益計算上の費用及び収益には計上せず、貸借対照表の資本剰余金に加算又は控除することとする。

また、特定研究成果活用支援事業については、必ず資金の出資を行うものであり、その出資の規模が財務状況に与える影響が大きいことに鑑み、運用結果については、下記のとおり資本剰余金の内訳として掲記することとする。

① 有価証券損益相当累計額(確定)

→ 財務収益相当額や売却損益相当額のように運用上確定したもの

② 有価証券損益相当累計額(その他)

→ 投資事業組合損益相当額、関係会社株式評価損相当額のように運用上未確定のもの

2. 改訂案

○ 特定の有価証券における損益相当額の会計処理は、資本剰余金を加算又は控除する。

(会計基準第88) <資料3 P7・8・9>

○ 純資産の部に「有価証券損益相当累計額(確定)」及び「有価証券損益相当累計額(その他)」を追加する。

(会計基準第55・67) <資料3 P3・4・5>

【以下、上記に関連した改訂】

・ 公立大学法人の費用及び収益の定義について、特定の有価証券における損益相当額は除かれることを追加する。

(会計基準第21・22) <資料3 P1・2>

2. 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂②

1. 項目② 「特定の有価証券に関する会計処理」を行うこととされた有価証券を発行する特定関連会社に係る連結財務諸表の作成

連結財務諸表においては、前述の個別財務諸表における「①特定の有価証券に関する会計処理」と同様に、**特定の有価証券を発行する会社等の損益計算書に計上されている収益及び費用の金額は、連結損益計算上の費用及び収益には計上せず、連結貸借対照表において資本剰余金に加算又は控除する。**

2. 改訂案

- 連結財務諸表においても、設立団体の長による指定を受けた有価証券を発行する会社等の損益計算書に計上されている収益及び費用は、個別財務諸表と同様に、資本剰余金に加算又は控除することを追加する。

(会計基準第113) <資料3 P9>

- 特定研究成果活用支援事業の概要、事業を実施する法人の財務状況及び投資事業有限責任組合の活用状況を注記することを追加する。

(会計基準第135) <資料3 P9>

2. 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂③

1. 項目③ 「その他の関係会社有価証券」の評価基準及び評価方法

公立大学法人が出資する特定研究成果活用支援事業者については、その出資先として認定特定研究成果活用支援事業者が法人として無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合も含まれる。

そのため、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券の貸借対照表価額及び投資事業組合の損益相当額の取扱いについて、基準に盛り込む。

2. 改訂案

- 投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券の貸借対照表価額は、投資事業有限責任組合の財産の持分相当額とすることを追加する。
- 投資事業有限責任組合の業務の執行により獲得した損益の持分相当額は、当期の損益として計上することを追加する。なお、設立団体の長による指定を受けた特定の有価証券については、前述のとおり、資本剰余金の加算又は控除する。ただし、有限責任の特約がある場合にはその範囲内で損益を認識する。
- 投資事業有限責任組合が、その他有価証券評価差額を計上している場合には、その持分相当額を純資産の部にその他有価証券の評価差額として計上し、他の剰余金と区分する。

(会計基準第31) <資料3 P2・3>

3. 特定の有価証券の指定の考え方

- 国立大学法人については、国立大学法人法施行規則第14条の3第1項に基づく有価証券の指定と当該有価証券の取得財源との関係は、以下のとおりとなっている。
 - 国立大学法人における指定の考え方を踏まえ、設立団体の長により指定されるべき有価証券の取得財源については、会計上の財産的基礎及び業務に関連し発生した剰余金である以下の2つが考えられる。
 - ① 地方公共団体からの出資等(認定特定研究成果活用支援事業者への出資の財源として地方公共団体から出資等される場合のみ)
 - ② 目的積立金(中期計画に記載された当該年度に行うべき教育・研究事業を行った(経営努力認定済)うえで発生した利益のため)
- なお、地方独立行政法人における寄附金については、国立大学法人における資本剰余金の「民間出えん金」がなく、受領した時点で負債に計上され、使途に充てるための費用が発生した時点で当該費用に相当する額を負債から収益に振り替えられるとされていることから、会計上の財産的基礎等ではないため、指定されるべき有価証券の取得財源にあたらない。

⇒ これらの考え方及び特定の要件や手続きは設立団体の規則によることは、会計基準等の改訂と合わせて、『「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A』に記載する。

国立大学法人法施行規則第14条の3に係る文部科学大臣の指定について(補足)(平成27年4月2日付け事務連絡)

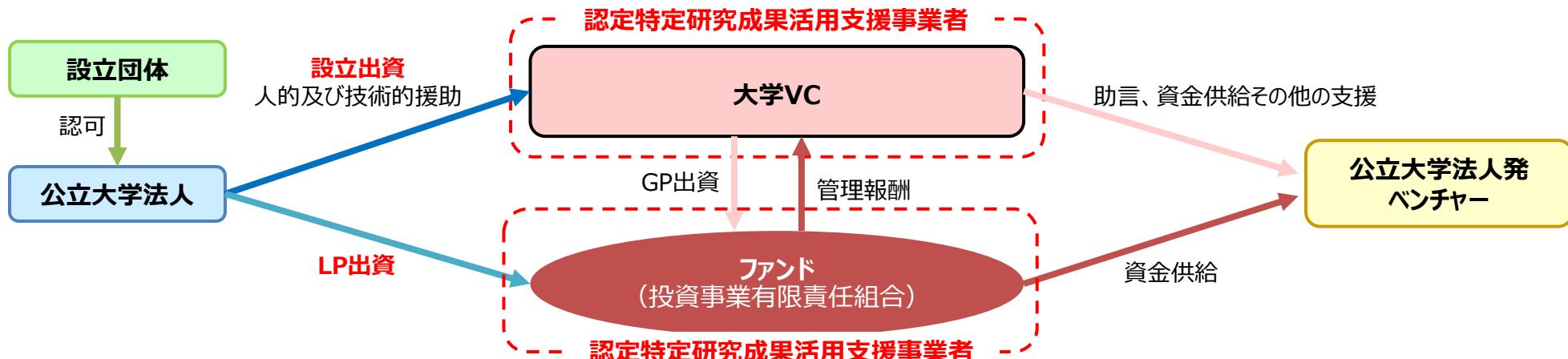
財源	指定 (資本取引)	考え方
運営費交付金	無	運営費交付金の算定対象事業費は出資財源には充てられない (出資という一定のリスクを伴う事業が国立大学法人等の教育研究に財務的に影響を及ぼすことを回避するため)
学生納付金収入	無	
附属病院収入	無	
24年度補正予算 (第一号)	有	出資の財源として国から交付されたため
目的積立金	有	中期計画に記載された当該年度に行うべき教育・研究事業を行った(経営努力認定済)うえで発生した利益のため
寄附金 (出資のために募る)	有	「民間出えん金」と同様に考える →国立大学法人等の財産的基礎に充てる目的で民間からの出えんを募ることが明らかにされている場合であって、当該中期計画等に従って出えんを募集する
雑収入(※)	無	当該年度に収益計上する収入に対し、一切損失が出ない。(費用収益対応の原則からはずれている)

※ 財産貸付料収入、成果有体物収入、利息収入など

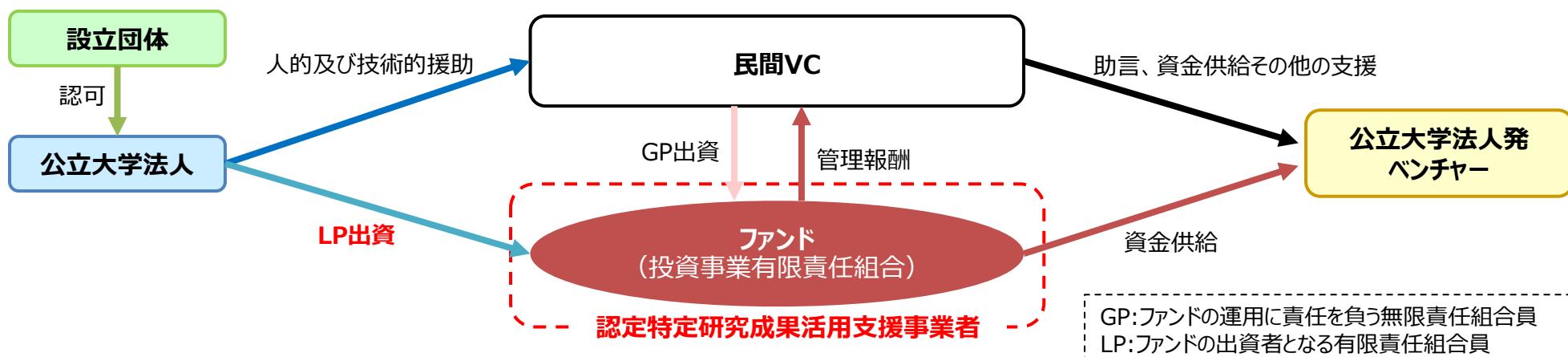
【参考】公立大学法人における特定研究成果活用支援事業者への出資等について

- **公立大学法人における研究活動の活性化と研究成果の活用の促進を図るため**、研究成果を事業活動において活用する公立大学法人発ベンチャー企業等に対して、必要な助言や資金供給その他の支援を行う事業者の事業計画を文部科学大臣及び経済産業大臣が認定し、この認定を受けた**特定研究成果活用支援事業者**に対して、公立大学法人は設立団体の認可を経て、出資並びに人的及び技術的援助を行うことができる。

①公立大学法人が出資して大学VCを設立し、ファンドを組成した後、公立大学法人からファンドに出資



②公立大学法人が民間VC等がGPであるファンドに出資



【参考】関係法令①

【抄】地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）

（業務の範囲）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

- 一 (略)
- 二 大学又は大学及び高等専門学校（以下この号において「大学等」という。）の設置及び管理を行うこと並びに次に掲げる出資又は援助を行うこと。
 - イ～ハ (略)
 - 二 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助
- 三～七 (略)

（出資の認可）

第七十七条の三 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

【抄】産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

（国立大学法人等の行う出資等業務）

第二十一条 国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。

【参考】関係法令②

【抄】国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）

（会計処理）

第十四条 文部科学大臣は、国立大学法人等が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第十四条の二 文部科学大臣は、国立大学法人等が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（有価証券の指定等）

第十四条の三 文部科学大臣は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の規定に基づき国立大学法人等が特定研究成果转化事業の実施に必要な資金を出資することにより取得しようとしている有価証券についてその評価損益、財務収益及び売却損益を損益計算書に計上しないことが必要と認められる場合には、当該有価証券を指定することができる。

2 前項の指定を受けた有価証券に係る評価損益、財務収益及び売却損益については、国立大学法人等が作成する損益計算書には計上せず、国立大学法人会計基準に従い算出される額を国立大学法人等が作成する貸借対照表の資本剰余金に対する加算又は控除として計上するものとする。

3 第一項の指定を受けた有価証券を発行する者の損益計算書の収益及び費用（当該指定を受けた有価証券を発行する者が連結損益計算書を作成する者である場合にあっては、当該連結損益計算書に計上されている収益及び費用）については、国立大学法人等が作成する連結損益計算書の費用及び収益には計上せず、国立大学法人会計基準に従い算出される額を国立大学法人等が作成する連結貸借対照表の資本剰余金に対する加算又は控除として計上するものとする。

【参考】関係法令③

【抄】投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）

（投資事業有限責任組合契約）

第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

- 一 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに合同会社又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有
- 二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。以下同じ。）又は合同会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有
- 三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号（第九号及び第十四号を除く。）に掲げる有価証券（同項第一号から第八号まで、第十号から第十三号まで及び第十五号から第二十一号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの（以下「指定有価証券」という。）の取得及び保有
- 四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有
- 五 事業者に対する金銭の新たな貸付け
- 六 事業者を相手方とする匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有
- 六の二 事業者のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下この項において同じ。）の取得及び保有
- 七 事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）
- 八 前各号の規定により投資事業有限責任組合（次号を除き、以下「組合」という。）がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、暗号資産、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業
- 九 投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条规定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資
- 十 前各号の事業に付随する事業であつて、政令で定めるもの
- 十一 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分若しくはこれらに類似するもの又は外国法人のために発行される暗号資産の取得及び保有であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの
- 十二 組合契約の目的を達成するため、政令で定める方法により行う業務上の余裕金の運用

Q 8 7—1

- (1) 会計基準第8 7第1項の特定の償却資産に該当する資産の範囲如何。
- (2) 資本剰余金に計上されている償却資産及び現物出資の償却資産が該当するのか。

A

- 1 会計基準第8 7第1項の特定の償却資産に該当すると判断するには、当該地方独立行政法人の財務構造等を勘案して設立団体の長が、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして、あらかじめ取得時までに地方独立行政法人の外から個別に資産を特定していることが必要であって、直ちに資本剰余金に計上されている償却資産や現物出資の償却資産が該当するものではない。したがって、設立団体の長が、当該資産の使用目的等に照らし合わせ、減価に対応する収益を獲得することができるかどうかを個々に判断して特定することになる。
- 2 また、ここでいう特定の償却資産とは、当該資産に投下された資本を当該資本から獲得される収益によって回収できない資産のことを指すものである。したがって、当該資産の稼動によって生じる販売物の価格設定において当該資産の減価分を織り込みず、それが資産の保有目的から妥当である場合には、ここでいう特定の償却資産に該当するものと考えられる。
- 3 なお、外側から特定する方法としては、具体的には、設立団体の規則において対象資産あるいは特定の要件や手続を規定することが適當と考えられる。